

石垣市風景計画

概要版

改訂版

～市民・事業者・市の協働による風景づくりをめざして～

石垣市は平成16年に公布された景観法に基づき、平成18年に景観行政団体となり、平成19年4月に『石垣市風景計画』を策定し、平成30年6月に改訂を行いました。この計画は、風景づくりのための様々な施策を総合的に取りまとめた法定計画です。また、具体的な規制誘導手続きを定めるため、石垣市風景づくり条例を平成19年3月に公布しました。

このことから、平成19年6月以降、条例で定める行為をする場合、事前に景観法に基づく届出が必要です。

建築確認申請等、各種必要手続きの前にあらかじめ十分な余裕をもって、届出を行ってください。



石垣市

1 計画の意義と役割

石垣市風景計画は、市民、事業者、行政ならびに来訪者が、石垣島の風景と向かい合う際の基本理念、基本認識を明示するとともに、良好な風景を保全・創出ならびに次の世代へ引き継ぐための方針、行動指針、推進体制などが明記されており、市民、事業者、行政ならびに来訪者など、風景づくりに関わる全ての人が準拠すべき規範としてつくられています。

市民

- * 風景づくりに関する心得
- * 石垣島に住んで良かったと真に実感できる風景の創造のための指針
- * 建築物や工作物の建築等、樹木の伐採、物件の堆積など、風景づくりの担い手として、良好な風景に影響をおよぼすおそれのある行為をする際の規範
- * 市民主体の風景づくりに取り組む際の仕組みづくり

事業者

- * 風景づくりに関する心得
- * 秩序ある良好な開発事業のあり方を考え、自然環境や生態系、または、歴史文化や風土と調和した事業の創造ための指針
- * 建築物や工作物の建築等、宅地分譲やリゾート開発、樹木の伐採、物件の堆積など、風景づくりの担い手として、良好な風景に影響をおよぼすおそれのある行為をする際の規範
- * 風景づくりへの取組みをつうじて、地域に根ざした企業として行動するための規範

行政

- * 石垣市と国・県等の関係行政機関との連携により、自然環境や生態系、または、歴史文化や風土と調和した公共事業を実施するための規範
- * 市民、事業者、来訪者と連携し、支援することにより、魅力あふれる風景づくりを達成するための規範

2 景観計画区域

景観計画の区域は

『石垣島全域及び島を取りまくリーフを含む』 範囲です。

※景観計画区域に指定されると、景観計画に基づき一定の行為に対する届出勧告が実施され、良好な景観の保全や創出のための緩やかな規制・誘導が行われます。

また、景観計画区域が広範囲に及ぶことや土地利用の状況に応じて3つの「基本風景域」にゾーニングしました。

さらに、自然、農地、市街地に分けられる基本風景域を風景の特性や土地利用の実態に応じて18の「風景地区」に区分しました。

3つの基本風景域と眺望保全地区

眺望保全地区

石垣市でも特に眺望が優れている地点である「玉取崎展望台」と「平久保半島エコロード」の周辺

A 自然風景域

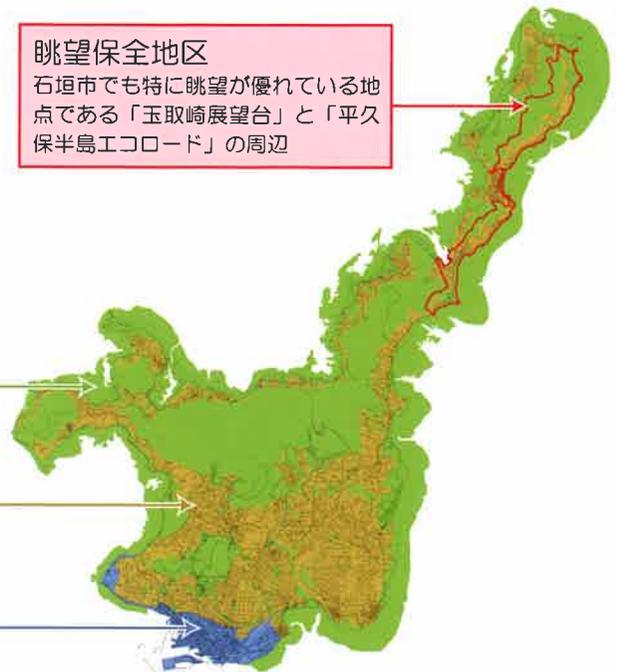
森林、河口、湾、入り江、岬、海岸、礁地、岩礁などの自然地

B 農村風景域

農振地域内の農用地地区（畑、田、採草地、放牧地など）、農村集落

C 市街地景観域

用途地域、港湾地区、用途未指定地域の内、観音堂の一部、平得・真栄里・南大浜の一部



3 風景地区並びに眺望保全地区の特性

18の風景地区の特性 ※具体的な位置については概要版裏の地図を参照してください

A-1	八重の山並み地区	県内最高峰於茂登岳を中心として、雄大な山並みの風景が広がる地区
A-2	サンゴの海浜地区	多くの岬や湾などによって変化にとんだ海岸線、さんご礁が発達したリーフが広がっている地区
A-3	ヒルギ河口湿地地区	ヒルギ林など、緑豊かな湿地帯が広がり、多くの小動物が棲む地区
B-1	農用地地区	水田、畑、牧場などの多様な農村の営みが感じられる地区
B-2	岡（むり）地区	新川の皆野宿岡(通称:おっぱい山)や白保の与那岡(よなむり)など、丘陵地帯として地域から目印となっている地区
B-3	集落地区	豊穡や航海安全を祈願する伝統行事等が一年を通してあり、御嶽や祭りの道筋、赤瓦屋根、琉球石灰岩の石垣や福木等、今も昔の雰囲気やたたずまいを多く残している地区
C-1	伝統的街並み形成地区	御嶽(おん)や井戸などの歴史的資源や赤瓦屋根の木造住宅や福木の屋敷林など歴史と文化を感じることのできる地区
C-2	山並み眺望地区	前勢岳、バナナ岳、遠く於茂登岳の山並みを市街地にいながら眺めることのできる地点の多い地区
C-3	臨海市街地地区	海、空、新川の皆野宿岡(通称:おっぱい山)方面やフェリーでの航行、竹富島、西表島への眺望等、他の地域では見られない多種多様な外への眺望が良好な地区
C-4	にぎわい漁港地区	漁港の賑わいと、船着き場周辺に心地よい緑地が広がる地区
C-5	わくわくみなと交流地区	護岸、堤防、栈橋等の港湾施設に加え、石垣港ターミナルビルや離島航路用ターミナルビル等が立地し、海の玄関口となる地区
C-6	中心市街地地区	公設市場や中央通り・銀座通りをはじめ、多くの通り会が並ぶ商業の中心地。飲食店、お土産品店等様々な店舗が建ち並び、勤め帰りのサラリーマンや若者、観光客でにぎわう地区
C-7	ふれあい近隣商業地区	近隣住民の日用品販売やサービス提供、小規模の店舗が建ち並び、市民同士がふれあう、ほのぼのとした光景を見ることができ地区
C-8	390バイパス沿道地区	サザンゲートブリッジや港湾施設、飲食店・店舗、住宅地や都市緑地といった様々な土地利用を楽しむことができ、観光客や来訪者を市街地へ誘うウェルカムロード的役割を担う地区
C-9	シンボルロード沿道地区	730交差点を起点に、道路空間とそこから見る建築物の意匠やファサード(建築物の正面)等を一体的に統一し、シンボルロードとして整備される必要のある地区
C-10	公共空間形成地区	新栄公園を中心に官公署や公共公益施設が立地する地域。赤瓦屋根建築と樹木や植栽等の緑化空間が確保され、潤いや心地よさが感じられる地区
C-11	平得・真栄原・南大浜地区	自然風景や自然環境に恵まれた地域であり、このような特性を活かしつつ、開放感あふれる市街地の形成が望まれる地区
C-12	観音堂風景地区	歴史文化施設や歴史文化資源が点在する地域。特に丘陵部からは海岸線、水面、竹富島、石垣島島を見ることができ、市街地に最も近い自然風景が広がっている地区

2つの眺望保全地区の特性

玉取崎眺望保全地区	石垣市の中でも特に眺望が優れている地点である「玉取崎展望台」と「平久保半島エコロード(市道平久保半島東線)」は、豊かな自然や集落の風景等を一望できる地区		
平久保半島エコロード眺望保全地区			

4 届出が必要な行為（届出対象行為）

景観法（平成16年6月18日法律第110号）第16条並びに景観行政団体（石垣市）の条例の定めるところにより、以下の行為について事前の届出が必要になります。

行為の種類	景観計画区域（石垣島の全域とリーフの内側を含む）					
	自然風景域	農村風景域		市街地景観域		
		集 落	左以外	観音堂	平得・真栄里 ・南大浜	左以外
建築物の新築・増築・改築・移転及び色彩の変更	すべてのもの	高さが5m以上の場合	すべてのもの		①高さが7m以上の場合 又は、 ②建築面積が250㎡以上の場合	
建築物の修繕若しくは大規模な模様替え	行為に係る面積の合計が30㎡以上の場合				—	—
工作物の新設・増築・改築・移転及び色彩の変更	別表に該当する工作物の場合は高さが5m以上の場合	別表に該当する工作物の場合は高さが7m以上の場合	別表に該当する工作物の場合は高さが5m以上の場合		別表に該当する工作物の場合は高さが10m以上の場合	
工作物の修繕若しくは大規模な模様替え	—	—	—	—	—	—
開発行為	行為に係る面積が500㎡以上の場合				—	—
（良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為） 土地の造成や土地の形質の変更					—	—
土砂、砂類、鉱物の掘採					—	—
樹木の伐採	アカテツ・イヌマキ・ウメ・オオバアコウ・オオバユウカリ・カユブテ・カンヒザクラ・ガジュマル・ギランイヌビワ・クワノハエノキ・コバンノアシ・サキシマスオウノキ・サキシマハマボウ・シマグワ・センダン・タブノキ・テリハボク・デイゴ・ハスノハギリ・ハマザクロ・ヒルギ・フクギ・マルバチシヤノキ・モモタマナ・ヤエヤマコクタン・ヤエヤマシタン・ヤエヤマヤシ・リュウキュウマツなど の樹木の内、推定樹齢が20年以上のもの、又は、高さが5m以上のものを伐採しようとする場合				—	—
屋外における物件の堆積	①ア：貨物用コンテナその他これに類するもの イ：プレハブ、鉄筋その他の建築用資材 ウ：古タイヤ、廃棄自動車その他の廃棄物若しくは再生資源 エ：土砂、砂利その他これに類するもの オ：上記に掲げるものその他、市長が、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがある行為として、条例に定めるもの ②該当行為に係る土地の面積が500㎡以上の場合				—	—
公衆の観覧に供する目的で行う屋外における夜間照明	ア：一戸建て専用住宅以外の用途の建築物の外観及びその敷地内において、当該行為を行う場合 イ：商業用店舗の駐車場として屋外に設置する駐車場において、当該行為を行う場合 ウ：立体駐車場及びそれに付随する物件の外観について、当該行為を行う場合				—	—

※別表

①垣：柵・塀 ②直立擁壁 ③記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの ④広告塔、看板その他これに類するもの ⑤彫像その他これに類するもの ⑥屋外に設ける駐車施設又は駐輪施設で建築物以外のもの ⑦汚水、廃水又は廃棄物を処理する施設その他これらに類する処理施設 ⑧アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 ⑨石油、ガス、LPG、穀物、飼料等の貯蔵施設その他これらに類する施設 ⑩煙突 ⑪太陽光発電パネルその他これらに類するもの ⑫風力発電施設 ⑬鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他送電又は通信に類するもの ⑭電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む）

5 景観形成基準（概要）

景観計画区域内で、届出が必要な行為（届出対象行為）を行う場合、景観形成方針及び景観形成基準に適合するようにしなければなりません。特に建築物においては3つの風景域ごとに基準が定められています。

【景観形成基準で定められている内容：建築物】

	A：自然風景域	B：農村風景域
高さ	<p>自然風景域では、建築物の地盤面から最上部までの高さを次の通りとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観の形成のための方針に則り、かつ、周辺の自然風景と調和するように工夫されていること。 ・ただし、13mを超える場合は、石垣市景観形成審議会の意見を聴くこととします。 	<p>農村風景域では、建築物の地盤面から最上部までの高さを次の通りとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) B-1農用地地区・・・良好な景観の形成のための方針に則り、かつ、周辺の自然風景と調和するように工夫されていること。ただし、13mを超える場合は、石垣市景観形成審議会の意見を聴くこととします。 (2) B-2岡（むり）地区・・・原則7m以下とする。 (3) B-3集落地区・・・原則として10m以下とする。
(眺望保全地区)	・眺望保全地区においては、上記基準に関わらず原則7m以下とする。	・眺望保全地区においては、上記基準に関わらず次の通りとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) B-1農用地地区・・・原則10m以下とする。 (2) B-2岡（むり）地区・・・原則7m以下とする。 (3) B-3集落地区・・・原則10m以下とする。
屋根	<p>(形状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根形状は可能な限り勾配屋根を採用することとします。 <p>(屋根材や外観の意匠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、屋根は可能な限り勾配寄棟造りとし、その場合の勾配は4寸～5寸程度を目安とします。 ・勾配屋根にする場合は、可能な限り沖縄赤瓦葺きを採用するようにします。 ・陸屋根にする場合であっても、緑化修景と一体となった和らいだ印象となるようにします。 	
外壁	<p>(材料や仕上げ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り木材や石材などの自然素材を用いるようにする。 <p>(色相・彩度・明度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンセル表色系を用い、無彩色についてはN9以上とし、有彩色については色相をYもしくはYRとし、背景の自然風景と調和するか、溶け込むようにします。また、彩度を2以下、明度を8以上とし、背景に対して違和感が生じないようにします。 ・ただし、意匠的にアクセントカラーとして上記範囲外の色を用いる場合は、その面の壁面面積の1/10以内とします。 	
付属施設	<p>(高さ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付属施設の高さは、主屋の軒の高さ以下とします。 <p>(意匠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付属施設の意匠は、主屋と一体性ならびに統一感のあるものとします。 <p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路側は境界線ぎりぎりに付属施設を設けず、1.5m以上後退し、後退した空間には植栽や芝張りをほどこして、風景づくりのための空間とします。 <p>(しつらえ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開放された空間の植栽には、地元で親しまれている植物を用いるなどして、石垣らしさの創出に配慮するようにします。 	<p>(高さ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付属施設の高さは、主屋の軒の高さ以下とします。 <p>(意匠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付属施設の意匠は、主屋と一体性ならびに統一感のあるものとします。 <p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路側は境界線ぎりぎりに付属施設を設けず、1.5m以上(集落地区においては0.5m以上)後退し、植栽や芝張りをほどこして、風景づくりのための空間とします。 <p>(しつらえ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記については、付属施設の規模が小規模であり、道路側の壁部分の形態意匠が周辺の状況や主屋のそれと調和している場合は、その限りでないものとします。
外構	<p>(1) 道路側や隣地側に設ける垣、柵や塀等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前面道路側に柵等を設ける場合は道路境界から1.5m以上後退します。 ・自然素材以外の材料を使用する場合は、漆喰や塗料、または、壁面緑化などによる修景をすることとします。 ・ブロック塀や石垣を設ける際は高さは1.5mを超えないようにします。また、人々が腰掛けることができる程度の高さ(目安としてブロック3段程度の60cmから70cm程度)にして自然のベンチをこしらえるように工夫しましょう。 <p>(2) 緑化や修景がなされた空間(有効空間)の確保(割合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の建築物以外の部分には、植栽や芝張り、花壇や菜園などのガーデニング、その他修景された空間(以下、「有効空間」という)を設けることとします。 ・敷地面積に対する有効空間の割合は、40%以上になるようにします。 	<p>(1) 道路側や隣地側に設ける垣、柵や塀等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前面道路側に柵等を設ける場合は道路境界から1.5m以上(集落地区においては0.5m以上)後退します。 ・自然素材以外の材料を使用する場合は、漆喰や塗料、または、壁面緑化などによる修景をすることとします。 ・ブロック塀や石垣を設ける際は高さは1.5mを超えないようにします。また、人々が腰掛けることができる程度の高さ(目安としてブロック3段程度の60cmから70cm程度)にして自然のベンチをこしらえるように工夫しましょう。 <p>(2) 緑化や修景がなされた空間(有効空間)の確保(割合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の建築物以外の部分には、植栽や芝張り、花壇や菜園などのガーデニング、その他修景された空間(以下、「有効空間」という)を設けることとします。 ・敷地面積に対する有効空間の割合は、40%以上になるようにします。
建築設備	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調、配電等に必要設備は、公共空間から見えないような場所に配置します。 <p>(色彩)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の色は外壁の色と同一色か同系色、或いは調和色を用い、彩度や明度も同程度にするなどして違和感が生じないようにすることとします。 	
水槽	<p>(構造)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯水槽は高架にしないこととします。 	
建築物の壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・屋敷に対する主たる前面道路側は、5m以上の後退距離を設けることとします。 ・建築物は隣接境界線ぎりぎりに配置せず、隣接地側には、有効空間が確保できるよう2m以上の後退距離を設けることとします。 ・ただし、上記後退距離を一律で確保することが困難な場合は、道路等の公共空間から容易に眺めることのできる場所において可能な限り後退距離を設けることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋敷に対する主たる前面道路側は、5m以上(集落地区においては3m以上)の後退距離を設けることとします。 ・建築物は隣接境界線ぎりぎりに配置せず、隣接地側には、有効空間が確保できるよう2m以上(集落地区においては1.5m以上)の後退距離を設けることとします。 ・ただし、上記後退距離を一律で確保することが困難な場合は、道路等の公共空間から容易に眺めることのできる場所において可能な限り後退距離を設けることとします。

■望ましい景観形成の例（自然風景域／農村風景域） (1) 住宅－前面駐車タイプ（約100坪）



(2) 店舗－前面駐車タイプ（約100～120坪）



C：市街地景観域

1. 共通基準

建築物の配置、構造、規模及び高さ等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 道路や公園、広場、その他の公衆が容易に立ち寄る場所から前勢岳やバナナ岳、新川皆野宿岡、南方に広がる海(水面)や離島などを見た際の影響などを考慮し、配置、規模及び高さについて配慮することとします。 当該建築物の存在によって、容易に眺めることの出来ていた山や海などへの眺望が著しく阻害されるような規模(高さや幅など)にしないこととします。 建築物は建設位置周辺一帯と調和するような形状となるよう工夫することとします。 建築物は、公共空間から圧迫感が生じることがないよう、適切な位置に配置することとします。
建築物の色について	<ul style="list-style-type: none"> マンセル表色系を用い、無彩色についてはN9以上とし、有彩色については色相をYもしくはYRとし、彩度2以下及び明度8以上とします。ただし、意匠的にアクセントカラーとして上記範囲外の色を用いる場合は、その面の壁面面積の1/10以内とします。
緑化や修景が施されている有効な空間の確保について	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積に対する有効空間の割合を少なくとも20%以上確保することとします。 緑陰を得るため、屋敷内に積極的に植栽することとします。 上記の有効空間面積を確保することが困難な場合は、公共空間から容易に眺めることのできる場所において可能な限り後退距離を設け、壁面や塀、屋上緑化など積極的な緑化空間の創造に努めることとします。
外構について	<ul style="list-style-type: none"> 塀・柵などを設ける際には、石垣の歴史や風土が感じられるような材料を使用するようにします。 道路への圧迫感が生じないよう、高さ及び配置に配慮します。また、可能であれば、お年寄りや子供たちが腰掛け、休むことのできる程度の高さ(ブロック3段程度の60cmから70cm程度)を目安とします。
建築設備について	<ul style="list-style-type: none"> 公共空間からできるだけ目立たない位置に取り付けるようにします。 通りに面した側は、設備やその他の構造物がむき出しにならないように計画するようにします。 貯水槽は高架水槽にしないこととし、やむを得ない場合には、建築物の外観と一体的な形態及び意匠にすることとします。
建築物に付随して設ける屋外駐車場について	<ul style="list-style-type: none"> アスファルト敷きやコンクリート敷きは出来るだけ避け、可能な限り緑化や修景を図ることとし、駐車場部分の面積に対する緑化等が施された面積の割合を20%以上確保することとします。また、植樹の際には積極的に傘形樹を植栽することとします。 周辺をブロック塀で張り巡らせるのを出来るだけ避け、植栽や石積みにするなど緑化や修景に配慮することとします。

2. 大規模建築物(高さ13m以上又は建築面積が500㎡を超える建築物)の基準

- 大規模建築物は、周辺の環境に十分配慮した風景づくりをすることとします。
- 大規模建築物は、公共空間から見たときに、視野を大幅に遮るような幅にしないこととします。
- 大規模建築物は、公共空間から見て、水平線や稜線といったスカイラインを切らないような配置とします。
- 複数の大規模建築物を建築する場合は、背景への見通し確保や開放感の創出のために建築物間の距離を十分確保することとします。さらに、公共空間や隣地境界線からの後退距離を十分確保し、道路側からの視野を支配することなく、ゆとりや開放感が得られるような配置とします。

3. 御嶽(オン)の周辺に建つ建築物の基準

- 御嶽の周辺で建築行為をする場合は、その場の雰囲気や周辺の状況を把握し、風景づくりに気を配ることとします。
- 人目を引くような奇抜なデザインや色を避け、石垣の歴史や風土に根ざした形態意匠を心がけるようにします。
- 御嶽からの視界を支配するような規模や高さを避けるようにします。また、御嶽周辺では良好な雰囲気を阻害するような規模(高さ・幅)の建築物は避けるようにします。
- 御嶽との連続性に配慮し、可能な限り外構の修景や緑化に努めることとします。

4. 風景づくりに大きな影響を与え、良好な景観形成上重要な一定の建築物に関する基準

共同住宅・集合住宅	<ol style="list-style-type: none"> すっきり見せる工夫(躯体・開口部・建築設備・附属施設・その他)がなされていること。 敷地全体が十分な緑化措置が施されていること。 形態意匠が、周辺の町並みに対して違和感を生じないように工夫されていること。 駐車場は石垣や花壇、石積みなどにより駐車車両等が一定規模遮蔽されるような工夫がなされていること。 南国の光や風を感じ、開放感や涼やかさが感じられるような意匠上の工夫がなされていること。
ホテル	<p>※共同住宅・集合住宅に関する基準と併せて以下の基準を設けます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域のランドマークとして、風格ある、落ち着いた形態として工夫されていること。 必要以上に目立つ意匠(色、広告塔など)でないこと。 十分は空地が確保され、かつ、積極的に緑化措置が図られていること。 バックヤード(建築物の裏手に当たる部分)が公衆が通行する道路に面している場合は、ゴミ集積場や倉庫などが露見せず、風景づくり上の工夫がなされていること。
全国チェーン店などに類する商業施設	<ol style="list-style-type: none"> 意匠(デザイン、色など)が、画一的なものに限定されず、可能な限り石垣の歴史や風土に根ざした、或いは、調和したものとして工夫されていること。

■望ましい景観形成の例(市街地景観域)



← 2階建て住宅の事例



← 駐車場の事例



← 沿道景観に配慮した事例



← 店舗の底に赤瓦を使用した例

6 添付図書一覧

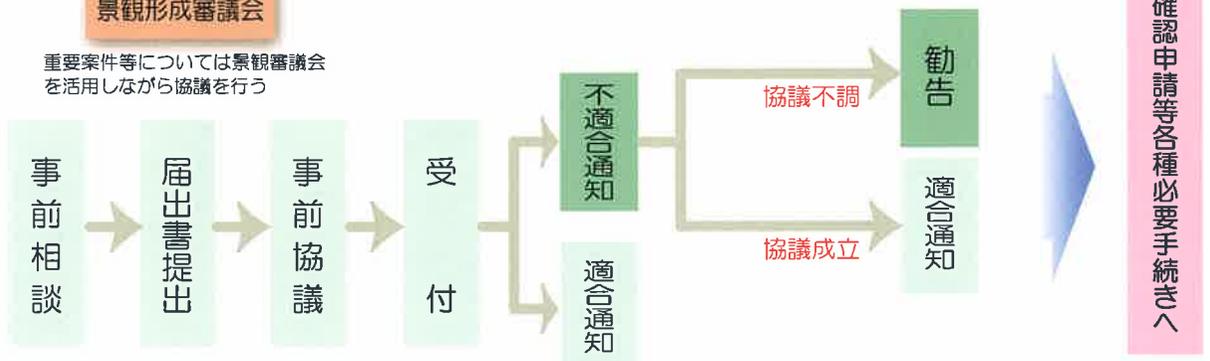
届出をする際には、行為に応じて、以下の図書を添付しなければなりません。

	建築物		工作物		開発行為	その他の行為				
	建築物の新築、増築、改築、若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替	建築物の外観を変更することとなる色彩の変更	工作物の新設、増築、改築、若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替	工作物の外観を変更することとなる色彩の変更	開発行為	①土地の造成 その他一団の土地の形質の変更	②土石、砂類の採取、鉱物の掘採	③樹木の伐採	④屋外の物件の堆積	⑤夜間の照明
付近見取図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
現況図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
敷地内の配置（構成）図（平面図）	○		○							
敷地造成図	○		○							
主屋や付属屋の屋根の形態意匠図（立面図及び伏図）	○									
主屋や付属屋の壁面（各部）の形態意匠図（立面図）	○									
主屋や付属屋の主要部2面以上の断面図	○									
外構平面図	○									
現況カラー写真	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
変更する部分の意匠図（立面図）		○		○						
工作物の形態意匠図（立面図）			○							
位置図					○					
設計説明書・工事概要書（3,000㎡以上の場合）					○					
土地利用（造成）計画平面図					○	○				
敷地縦横断面図					○	○	○			
擁壁・がけ等断面図					○					
予定建築物・特定工作物に関する図					○					
植栽計画					○	○				
施工計画							○	○		
行為概要									○	
照明計画										○

7 届出のフロー

景観形成審議会

重要案件等については景観審議会を活用しながら協議を行う



※届出を受付してから30日以内は景観法により行為を着手することができません。